

日本学生支援機構 貸与奨学金・給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）

令和8（2026）年度 在学二次採用（秋の定期採用）の申込みについて

令和8（2026）年度の在学二次採用を対象に、日本学生支援機構奨学金「給付奨学生」「第一種奨学生（貸与：無利子）」「第二種奨学生（貸与：有利子）」在学採用の受け付けを開始します。

真に奨学金が必要である学生は、速やかに申込みを完了して下さい。

また、**多子世帯（生計維持者が住民税上、扶養する子の数が3人以上いる世帯）**となる学生で給付奨学生でない学生は、必ず、「給付奨学金」を申込みして下さい。

申し込みには、期限がありますので大学から提示される**期日を厳守**して下さい。

なお、詳細は日本学生支援機構のホームページにて確認下さい。採用の可能性を日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」で確認することが出来ますので、ご利用下さい。

※生計維持者の収入（「年収」や「所得」等）は2025年分（1年間：1月から12月）で審査されます。

◇補足説明

●給付奨学金を2025年（秋の定期採用）及び2026年（春の定期採用）の申込みをしたものの、不採用となった学生

2025年秋・2026年春の定期採用においては、2024年分の収入情報により選考を行いましたが、今回の2026年秋の定期採用は2025年分の収入情報により選考を行います。そのため、一度、家計基準を満たさないことにより不採用となった学生であっても、世帯の構成や年収等に変更が生じている場合には、選考により採用される可能性があります。よって、当該学生も申込みの機会があります。

●令和7（2025）年度からの制度の改正

【高等教育の修学支援新制度】：令和7年度以降における**多子世帯支援拡充**

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された場合、授業料の減免対象者となります。

2026年秋に定期採用を申込み場合の多子世帯とは、2025年12月31日現在で、住民税上、扶養する子の数が3人以上の世帯に該当する場合です。該当する場合、採用される可能性がありますので、現在、給付奨学生でない学生は給付奨学金を申込みして下さい。

【手続き】

●キャリア支援課（奨学金担当窓口）にて「奨学金申請書類」をお受取り下さい。

＜書類配布・手続き期間＞ ※土曜日は除く。

1回目（11月採用予定）：令和8年9月8日（火）～令和8年9月25日（金）

2回目（12月採用予定）：令和8年9月28日（月）～令和8年10月23日（金）

＜注意＞

奨学金の申請には、選考基準（学力等）を満たすことが必要です。

*お問合せ先：九州共立大学 キャリア支援課 奨学金担当：093-693-3192